

## ○周防大島町情報公開条例

平成16年10月1日

条例第11号

## (目的)

第1条 この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにすることにより情報の共有化を図り、町民の町政への参加を促し、町政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた町政を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の説明責任 町の行う諸活動を町民に説明する責任をいう。
- (2) 情報の共有化 町と町民とが町政に関する同じ情報を保有し活用することをいう。
- (3) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び公営企業管理者をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類するものであって、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (5) 公開 実施機関が公文書を閲覧し、若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

## (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を最大限尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう十分に配慮しなければならない。

## (利用者の責務)

第4条 この条例の規定により公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## (公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

## (公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときは、当該文書の公開をしないことができ

るものとする。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定により町長その他の実施機関の権限に属する国等の事務に関して、主務大臣等から公にしてはならない旨の明示の指示がある情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

オ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められる情報

(4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 町の機関と町の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関が作成

し、又は取得した情報であって、公開することにより、町の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(6) 町の機関若しくは機関相互又は町の機関と国等との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等又は将来の同種の審議等に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 町の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 実施機関(町長を除く。)、町の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

(公文書の時限公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により公開しない事由が消滅したときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

(公開請求の手続)

第10条 公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開の請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開の決定等及び通知)

第11条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を当該請求書を提出した者(以下「請求者」という。)に、書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定及び第9条の存否を明らかにしないことの決定をしたときは、当該決定の内容を請求者に書面により速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、公文書の公開をしないことの決定又は第8条の規定による公文書の公開(以下「部分公開」という。)をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては、当該期日を記載した書面によらなければならない。

5 実施機関は、第1項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

6 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号オ又は第3号アからウまでに規定する情報に該当すると認められたときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

7 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた場合において、公文書の公開をすることを決定(公文書の部分公開をすることの決定を含む。以下同じ。)をしたときは、その旨及び公文書の公開をする日を当該機会を与えられた第三者に速やかに通知しなければならない。

8 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第5項又は第6項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ち

に、公開決定をした旨及びその理由並びに公文書の公開をする日を当該第三者に書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第12条 実施機関は、前条第1項により公文書の公開をする旨の決定を行ったときは、請求者に対して、速やかに当該公文書の公開をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書を閲覧に供することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、公文書の部分公開をするとき、その他相当な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(目録の作成及び閲覧)

第13条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(費用の負担)

第14条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第15条 実施機関は、次に掲げる行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合(以下「不服申立て」という。)においては、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、周防大島町情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 公文書の公開をしない旨の決定、公文書の部分公開に対する決定及び存否を明らかにしないことの決定についての請求者からの不服申立て

(2) 第11条第5項に規定する第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した場合において、実施機関が公文書の公開決定することについての不服申立て

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(審査会)

第16条 前条第1項の規定による諮問に応じて審査を行わせるため、審査会を置く。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 6 審査会は、第1項に規定する審査を行うほか、情報公開に関する重要な事項について、実施機関に建議することができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(他の法令等との調整)

第17条 この条例は、法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

- 2 前項に定めるもののほか、町の図書館その他の施設において、町民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例は適用しない。

(出資法人の情報公開)

第18条 出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。)は、経営状況を説明する書類その他規則で定める情報の公開に努めなければならない。

- 2 実施機関は、前項の情報であって、実施機関が管理していないものについて、その公開請求があったときは、出資法人に対してその情報を提出するよう求めなければならない。

(補助団体等の情報公開)

第19条 町が補助金、負担金又は交付金(以下「補助金等」という。)を交付している団体等であって、次の表に掲げるもの(以下「補助団体等」という。)は、規則で定める補助金等の使途を明らかにする情報の公開に努めなければならない。

補助金等の種類		対象補助団体等
特定の事業の実施に係る補助金等の	特定の事業の実施を目的に設置された団体等に交付されたもの	前々年度において、町から交付を受けた補助金等の総額が、前々年度の歳出規模の2分の1以上を占めるもの又は当年度において、町から100万円以上の補助金等の交付を受けたもの
	その他の団体等に交付されたもの	当年度において、町から100万円以上の補助金等の交付を受けたもの

その他の補助金等

前々年度において、町から交付を受けた補助金等の総額が、前々年度の歳出規模の2分の1以上を占めるもの

- 2 実施機関は、前項の情報であって、実施機関が管理していないものについて、その公開請求があったときは、補助団体等に対してその情報を提出するよう求めなければならない。  
(公開請求窓口)

第20条 町長は、この条例の円滑な運用を確保するため、公開請求に関する総合的な案内窓口を設けるものとする。

(公開状況の公表)

第21条 町長は、毎年度終了後3箇月以内に、この条例の規定による公文書の公開の状況を公表しなければならない。

(情報提供に関する施策の充実)

第22条 実施機関は、町政を進める上で町民が必要とする情報の作成及び取得に努め、町の施策に関する情報を正確でわかりやすく町民に提供し、町民が当該情報を的確かつ容易に利用できるよう、情報の共有化のための施策の拡充に努めなければならない。

(その他)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の久賀町、大島町、東和町及び橘町から承継された公文書(次項及び第5項においてこれらを「承継公文書」という。)については、適用しない。

(承継公文書の任意的公開)

- 4 実施機関は、承継公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 5 第14条の規定は、前項の規定による承継公文書の公開について準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の久賀町情報公開条例(平成13年久賀町条例第3号)、大島町情報公開条例(平成11年大島町条例第16号)、東和町情報公開条例(平成13年東和町条例第1号)又は橘町情報公開条例(平成12年橘町条例第34号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。